

令和3年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業企画提案第3回公募要領

令和3年7月12日
岩手県農林水産部農業普及技術課

岩手県では、女性農林漁業者の視点を生かしたグループ活動を支援することにより、女性の経営参画の推進とともに、グループ活動から地域活動等への発展など活躍の場の拡大を図るため、「幸せ創る女性農林漁業者育成事業」を実施します。

この事業の実施にあたって、下記により女性グループによる多様な企画提案を募集し、プレゼンテーション等により、事業実施主体を選定することとしましたので、御応募願います。

第1 応募資格

県内に在住する女性農林漁業者等で構成する、次のいずれかに該当する団体とします。

- 1 女性農林漁業者（従事者を含む。以下同じ。）で組織する団体（農林漁業に携わる3戸以上の女性で組織する団体であって、代表者、組織及び運営について規約を定め、会計処理を適正に行い得る体制を有するものをいう。以下、同じ。）
- 2 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の女性組織
- 3 その他、知事が適当と認める団体

第2 応募の対象となる事業

女性グループが行う、次に掲げる調査研究及び研修等とします。但し、1の事業は設立してから1年未満のグループに限ります。

- 1 経営力の向上及び生産物の高付加価値化に向けた調査研究等
- 2 グループ活動の活性化に向けた組織力・経営力向上のための自主企画研修等

第3 対象となる経費

事業実施に直接要する次の経費を補助します。但し、第2の2においては、研修等の開催に係る費用や受講費用等に限ります。

- 1 謝金
- 2 旅費
- 3 需用費（消耗品費、資料印刷費等をいう。）
- 4 通信運搬費
- 5 委託料
- 6 使用料
- 7 その他、必要と認める経費

第4 補助金の額

事業区分	補助額
経営力向上・高付加価値化（第2の1）	定額（200千円上限）
組織力・経営力向上のための自主企画研修等（第2の2）	定額（100千円上限）

第5 活動計画書の提出

事業を実施しようとする団体は、公募様式、参考様式1に定める活動計画書を作成し、期日までに提出してください。

1 応募に必要な書類

- (1) 幸せ創る女性農林漁業者育成事業の応募について（公募様式）
- (2) 幸せ創る女性農林漁業者育成事業（女性グループ活動）計画書（参考第1号）
- (3) 団体の規約
- (4) 構成員名簿（住所及び職業を記載したもの）

2 公募期間

令和3年7月12日（月）～11月10日（水）（この間随時受付）

3 提出先

事業の実施を希望される女性グループは、令和3年7月12日（月）～11月10日（水）（必着）の間に、最寄りの振興局各部、農林振興センター、水産振興センターに応募に必要な書類を提出してください。振興局各部、農林振興センター、水産振興センターは女性グループから提出された書類を確認のうえ、農業普及技術課に進達（～11月15日（月））してください。

○農業普及技術課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県農林水産部農業普及技術課 普及担当

T E L 019-629-5654 F A X 019-629-5664

4 その他

- (1) F A Xや電子メールでの応募は受け付けません。
- (2) 提出書類に不備がある場合は、受け付けないことがあります。
- (3) 提出書類は、理由のいかんに関わらず返却いたしません。
- (4) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

第6 審査

1 審査の実施

- (1) 事業を実施しようとする団体の企画提案内容について、書面により、審査を実施します。（応募書類及びプレゼンテーション資料）

※対面による発表審査の代替として書面審査を行うため、プレゼンテーション資料は、活動の目的や目標が明確となるよう整理し、読み原稿を添えて提出すること。

- (2) 審査は、第2項の採択基準に基づき採点し、予算の範囲内で事業実施主体を選定します。

2 採択基準

採択にあたっては、次に掲げる基準をすべて満たすものとします。

- (1) 事業完了後も継続的なグループ活動の取組が行われる見込みがあること。
- (2) 事業の実施にあたっては、農林漁業者の主体的な参加が見込まれること。
- (3) 経費の積算が適切であること。

3 審査結果の通知

審査結果に従い、幸せ創る女性農林漁業者育成事業（女性グループ活動）計画書を採択したときは、当該計画書を提出した全ての団体にその旨通知します。

第7 事業の実施

幸せ創る女性農林漁業者育成事業（女性グループ活動）計画書を採択された団体は、幸せ創る女性農林漁業者育成事業実施要領に基づく事業実施計画及び幸せ創る女性農林漁業者育成事業補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書を広域振興局長に速やかに提出してください。

公募様式

年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者

幸せ創る女性農林漁業者育成事業の応募について

幸せ創る女性農林漁業者育成事業（女性グループ活動）計画書を、令和3年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業企画提案公募要領に基づき、関係書類を添えて応募します。

（注）関係書類として次の書類を添付すること。

- ア 幸せ創る女性農林漁業者育成事業（女性グループ活動）計画書（参考様式1）
- イ 団体規約
- ウ 団体名簿
- エ プレゼンテーション資料

参考様式1（第4第1項関係）

幸せ創る女性農林漁業者育成事業（女性グループ活動）計画書

1 活動計画

事業実施主体			
担当者職・氏名		会員数	
事業目的			
事業目標			
取組の概要			
関係機関・団体の役割分担			

注1 関係機関・団体の役割分担は、必要に応じてフロー図等を記載すること。

2 事業の内容

(1) 事業の内容及び負担区分

事業区分	事業の内容	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			県補助金	その他	
計					

注1 上記の表には活動の内容ごとに取りまとめた数値を記載すること。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額（事業対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 事業費の積算内訳

事業区分	事業の内容	金額(円)	積算内訳
計			

注 金額の欄は、事業費ベースで記入すること

(3) 事業実施計画

実施内容	事業実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

注1 該当する時期に○を記載すること。

2 一定期間を対象とする場合には○-○と記載すること。

(名称及び事務所)

第 条 この会は、〇〇〇と称し、事務所は〇〇市〇〇丁目〇番〇号に置く。

(目的)

第 条 この会は、〇〇〇に関する活動を行い、〇〇〇に寄与することを目的とする。

(活動)

第 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の〇〇〇活動を実施する。

(1) 〇〇〇

(2) 〇〇〇

(会員)

第 条 この会の会員は、次の〇種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(会費)

第 条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 〇〇〇円

(2) 賛助会員 〇〇〇円

(退会)

第 条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

(役員)

第 条 この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

(1) 会 長：会を代表し、その活動を総理する。

(2) 副会長：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 監査役：会の活動状況及び会計について監査を行う。

(総会)

第 条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催すものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第 条 この会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(委任)

第 条 この規約に定めのない事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

〇〇〇 会員名簿

役職名	氏名	職業・住所等（※）	備考（年齢等）
会長			
副会長			
監査役			
会員			
会員			
〃			
賛助会員			
〃			
〃			
〃			
〃			

※住所及び職業は応募団体資格の確認をするため記載が必要です。年齢の記載は任意です。
既存の名簿に住所を記載したものでも構いません。また、グループの連絡員（主に県との連絡係となる方）は連絡先電話番号を必ず記載してください。